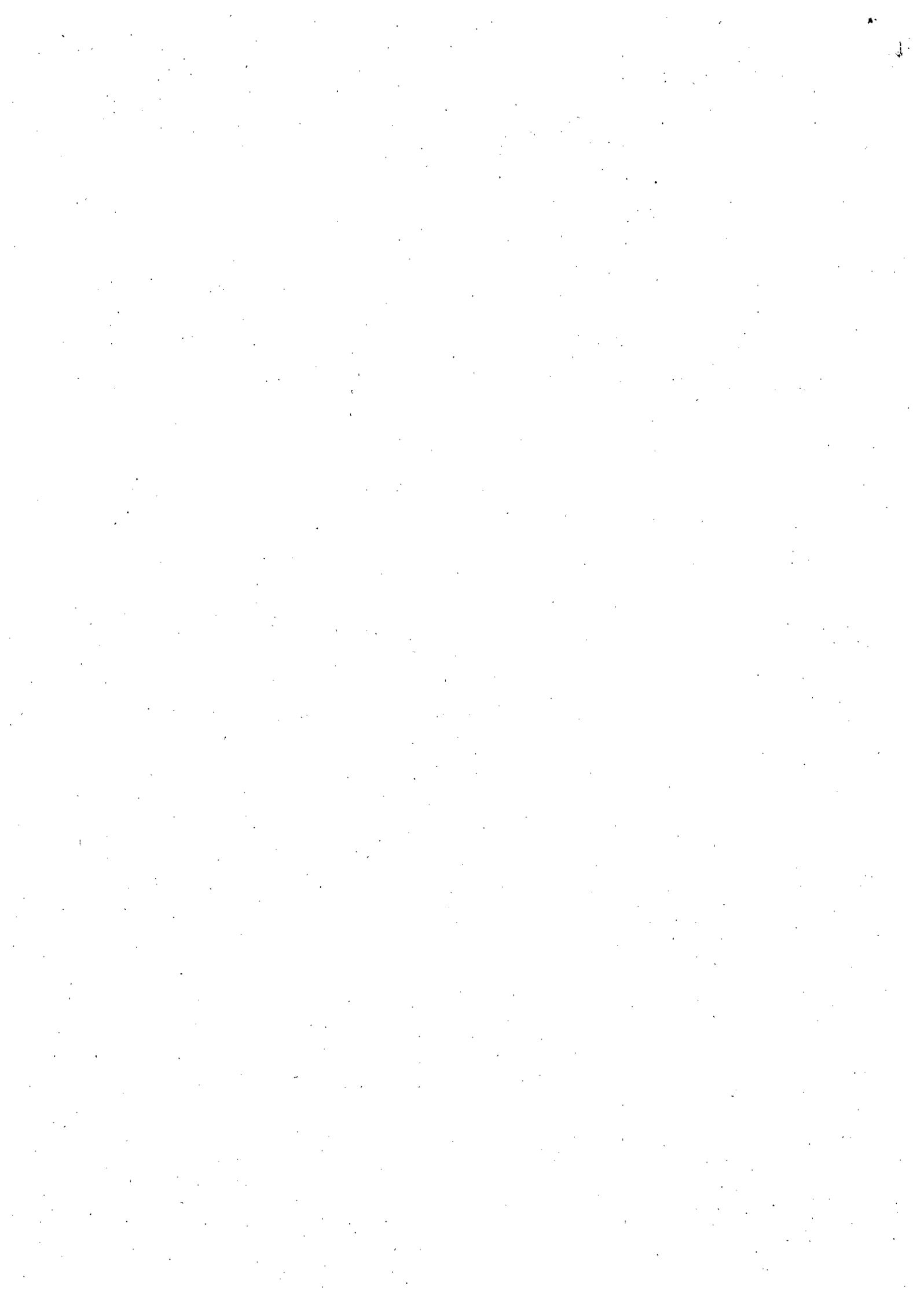


所 管 事 項 調 査

目 次

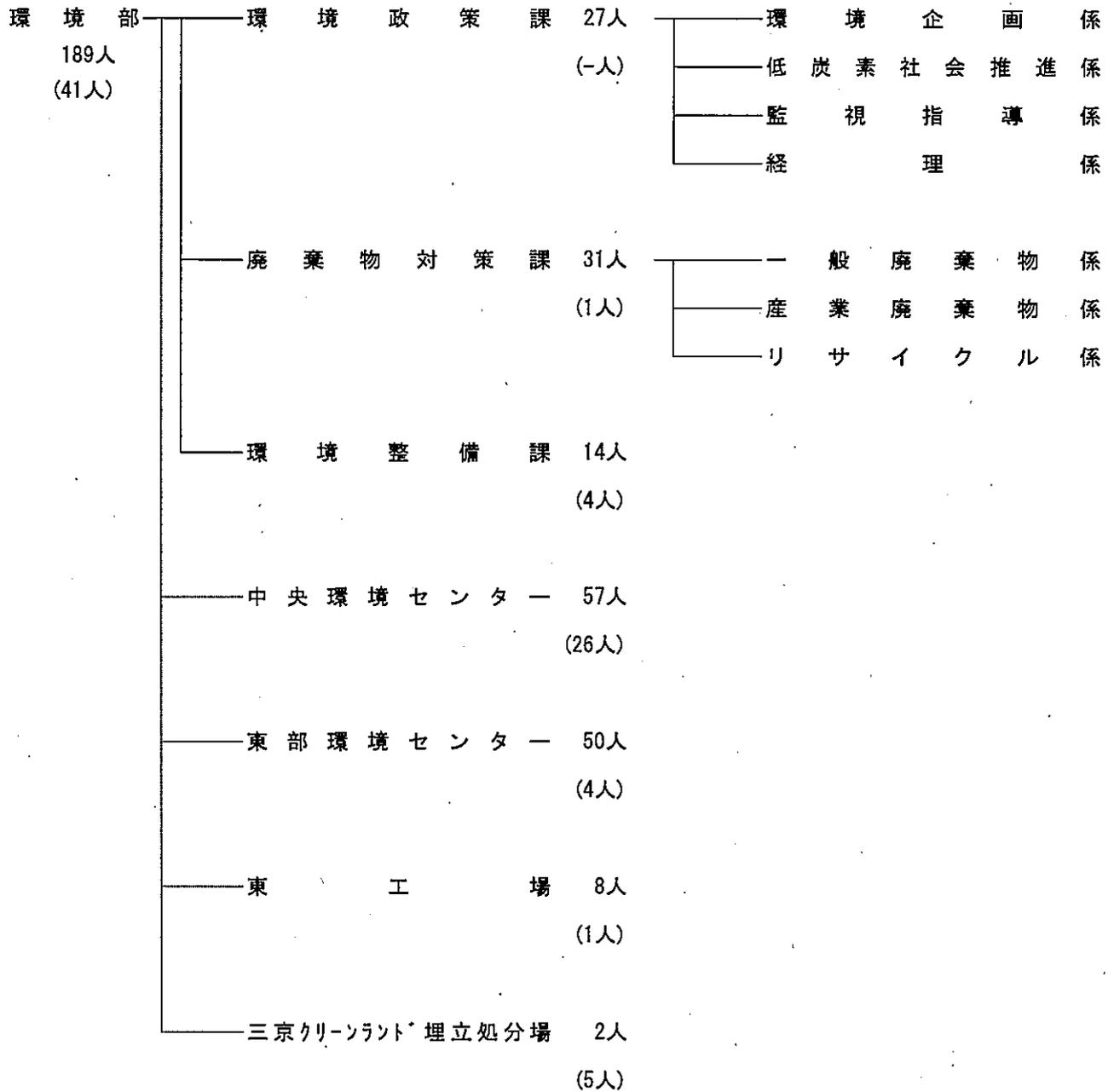
- 1 機構表、補職者一覧、職員数及び事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～ 5



1 機構表、補職者一覧、職員数及び事務分掌

(1) 機構表

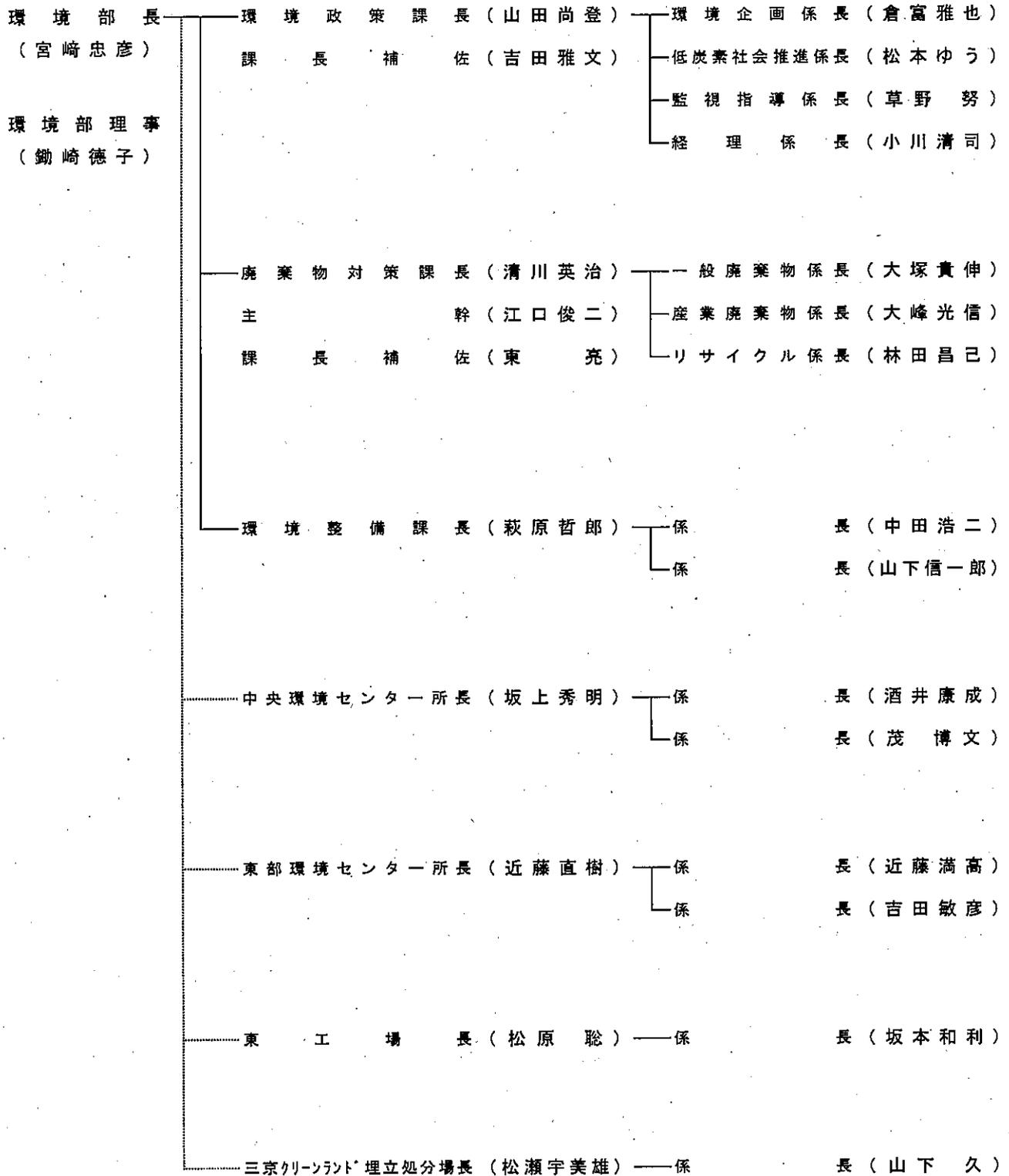
(令和2年6月1日現在)



※職員数・・・上段は正規職員、下段括弧書きは再任用職員

(2) 補職者一覧

(令和2年6月1日現在)



(3) 職員数(現員数)

(令和2年6月1日現在)

(単位:人)

所属名等		職種名等	事務職	技術職	清掃指導員	整備管理者	運転士	車両整備士	環境整備士	施設整備士	小計	再任用職員	合計
環境政策課	部長		1								27	-	27
	課長		1										
	課長補佐			1									
	環境企画係		5										
	低炭素社会推進係		4	2									
	監視指導係		2	6									
	経理係		5										
廃棄物対策課	課長		1								31	1	32
	主幹		1										
	課長補佐		1										
	一般廃棄物係		8		8								
	産業廃棄物係		4	3									
	リサイクル係		5										
環境整備課	理事		1								14	4	18
	課長		1										
	課員		2	8					2				
中央環境センター			3		8		10	4	32		57	26	83
東部環境センター			3		6	1	10		30		50	4	54
東工場			1	7							8	1	9
三京クリーンランド埋立処分場				2							2	5	7
合計			49	29	22	1	20	4	62	2	189	41	230

(4) 事務分掌

ア 本庁機関

所属名	内 容
環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の統括に関する事。 2 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。 3 部の所管に係る予算の経理に関する事。 4 環境行政に係る総合調整に関する事。 5 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事。 6 部の所管に係る労働安全衛生業務の管理に関する事。 7 環境基本計画に関する事。 8 地球温暖化対策実行計画に関する事。 9 地球環境の保全に関する事。 10 エネルギー政策の総括に関する事。 11 環境教育、環境学習等に関する事。 12 環境影響事前評価に関する事。 13 環境の保全に係る相談に関する事。 14 環境の汚染に関する監視、測定(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事。 15 環境の保全のための規制、指導(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事。 16 ホタルの里づくり等の自然保護に関する事。 17 愛玩飼養のための鳥獣捕獲許可及び飼養登録に関する事。 18 浄化槽に関する事。 19 環境マネジメントシステムの市民及び事業者への啓発及び普及に関する事。 20 長崎市役所の環境マネジメントシステムの推進に関する事。 21 化製場、畜舎等に関する事。 22 ねずみ族及び衛生害虫の駆除等の相談に関する事。 23 環境センター、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場との連絡調整に関する事。 24 清掃審議会、環境審議会及び地球温暖化対策実行計画協議会に関する事。 25 一般財団法人クリーンながさきとの連絡調整に関する事。 26 部内事務の連絡調整に関する事。
廃棄物対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃思想の普及及び啓発に関する事。 2 リサイクル思想の普及及び啓発に関する事。 3 ごみの減量化及び資源化に関する事。 4 一般廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関する事。 5 産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関する事。 6 一般廃棄物の処理の委託に関する事。 7 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事。 8 一般廃棄物の分別排出指導に関する事。 9 廃棄物の適正処理に関する事。 10 街を美しくする運動に関する事。 11 ポイ捨ての禁止等の環境の美化に関する事。 12 屋外の公共の場所における喫煙の制限に関する事。 13 廃棄物、地域清掃に関する相談に関する事。 14 廃棄物処理施設専門委員会に関する事。
環境整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設の管理及び周辺環境整備の総括に関する事。 2 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関する事。 3 一般廃棄物処理計画の策定に関する事。 4 ごみ処理の広域化に関する事。 5 三京クリーンランド埋立処分場の工事の設計及び施行管理に関する事。 6 し尿の処理に関する事。 7 し尿処理施設の維持管理に関する事。 8 ごみの処分(東工場及び三京クリーンランド埋立処分場の所管に係るものを除く。)に関する事。 9 ごみ処分施設(東工場及び三京クリーンランド埋立処分場を除く。)の維持管理に関する事。

イ 出先機関

所属名	内 容
中央環境センター	1 市域の中央部、西部及び北西部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関する こと。 2 自動車整備工場に関すること。
東部環境センター	1 市域の東部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関すること。
東 工 場	1 ごみの処分に関すること。 2 施設の維持管理に関すること。
三京クリーンランド埋立処分場	1 ごみの処分に関すること。 2 三京リサイクルプラザに関すること。 3 施設の維持管理に関すること。